

(第 4 回通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 資料 2)

更なる検討を行うこととした方策に関する具体的論点 (論点の整理)

■ 検討の視点

- 前回の会議では、高等学校通信教育の質保証方策について、論点の整理に基づき議論を行い、そのうち、「個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導を実現する方策」、「面接指導等実施施設の教育環境が高等学校通信教育を担うに相当と考えられる環境が確保される基準の在り方」、「面接指導等実施施設が新たに設置されることになる都道府県側も何らかの関与ができる方策」、「多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境が確保される基準の在り方」について、更なる検討を行うことを相当とした。
- 本日の会議では、これらの事項を「1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方」、「2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方」、「3. 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境が確保される基準の在り方」の3点に整理した上で、具体的な制度設計に向けた検討を行うこととする。

【参考】前回会議資料 1 「高等学校通信教育の質保証方策 (論点の整理)」より抜粋

(2) 通信制高等学校の展開するサテライト施設の質保証を図るための方策について

② 面接指導等実施施設として相応しい教育水準の確保

- 以上を踏まえれば、個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導を実現する方策や、面接指導等実施施設の教育環境が高等学校通信教育を担うに相当と考えられる環境が確保される基準の在り方など、必要な方策について検討を行うことが適当ではないか。

③ 面接指導実施施設の設置認可等に係る権限の強化

- 以上を踏まえれば、広域通信制高等学校が面接指導実施施設を展開し、所轄庁の区域を越えて教育活動を実施する場合には、面接指導等実施施設が新たに設置されることになる都道府県側も何らかの関与ができる方策について、検討を行う必要があるのではないか。

(3) 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境の整備に向けた方策について

- さらには、先に述べた個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した添削指導や面接指導を実現する方策等を検討しつつ、多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境が確保される基準の在り方などについて検討を行い、必要な方策を講じていくことが適当ではないか。

1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方

(1) 面接指導の意義及び役割について

- 高等学校通信制課程における教育は、通信手段を主体とし、生徒が自宅等で自主的に学習することを建前としているが、その具体的方法については、高等学校通信教育規程第2条の規定により、添削指導、面接指導及び試験によることとされている。このうち、面接指導については、鈴木勲編著「逐条学校教育法（第8次改訂版）」（平成28年4月7日、学陽書房）によれば、「面接指導とは、スクーリングといわれているものであり、生徒が学校に登校して、直接教師の指導を受けるとともに、集団の中で共同学習をする場を提供するもので、生徒の人間形成の面においても重要な意義をもつ指導方法であるといえる。」¹と解されている。
- 面接指導を実施する際には、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成30年3月、文部科学省初等中等教育局。以下単に「ガイドライン」という。）では、「面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導すること」とするよう留意を求めている。
- こうした面接指導の意義及び役割については、高等学校通信教育の開始当初からも強く意識されてきたところである。昭和23年2月の「中等学校通信教育指導要領（試案）」²の第二章（通信教育の特質と予備的調査）では「通信教育の特質は、あくまで、自学独習を中心とする個別指導である。」と位置付けた上で、「通信教育生は、他面また、形式的な時間に拘束されることがないから、自分の歩速（ペース）に従って学習を進めることができる。また教室学習と違って学習における個人差が無視されることはない。すなわち通信学習では、どこまでも自分のこれまでの経験を尊重し、自己の学習能力に応じてこれを発展させることができるのである。」と通信教育の長所を述べている。一方で、「通信教育においては、学校としての教育的環境や共同学習の点で大きなマイナスがある。」「通信教育は、通信によらなければならないという方法上の制約のために、いろいろの点で欠陥があるのは当然である。すなわち、教師との個人的な接触や共同学習の利益を受けることができない。」と通信教育の短所も併せて述べつつ、こうした特質に応じた長所短所を踏まえながら各学校及び各教職員に研究と工夫を求めている。なお、この通信教育の短所とされる点に関しては、同資料では「通信教育生は多くその職場にあって、直接に、社会そのものに接しているのであるから、より現実的で盛んな社会的経験をおのずから教育的に発展させることができる。したがって教師は、これら通信教育生の社会的な経験を善導するように努力しなければならない。」と述べており、通信教育開始当初は、いわば勤労青年の職場等での社会的経験を前提にその点を補うことが念頭に置かれていたものと考えられる。

¹ 鈴木勲編著「逐条学校教育法（第8次改訂版）」（平成28年4月7日、学陽書房）521頁

² 国立教育政策研究所HP（<https://www.nier.go.jp/guideline/s22jex/index.htm>）

- その後も、直接指導を行い得る大切な機会である面接指導の重要性は再三にわたり強調されている。昭和 30 年 4 月の「高等学校通信教育の実施科目の拡充ならびに同通信教育による卒業について」（昭和 30 年 4 月 1 日、文部事務次官通達）では、通信教育のみによる高等学校の卒業を認めることとともに、高等学校通信教育の実施科目に関し指導上留意すべき事項として、面接指導について、「面接指導においては、教師の直接指導のもとに、生徒に学校の教育環境における学習の機会を与え、個人差に応ずる指導の徹底をはかり、お互いが協力して研究、討議する態度、習慣を養うとともに、集団的、個別的にいろいろな学習活動を発展させることができる。面接指導は、教科における指導ばかりでなく、各種の特別教育活動を通じて公民的、社会的素養の育成向上に資するよい機会である。通信教育の生徒にとっては、このような機会が少ないので、それだけ指導の効果が大きいことを考慮して、周到な計画のもとに充実した指導ができるよう留意する必要がある。」と述べ、その意義及び役割を踏まえて改めて留意を求めている。なお、同資料では、併せてその評価の方法として、「評価は、報告書および終末試験によるばかりでなく、面接指導・中間考査その他あらゆる機会を通じて、知的理解のみでなく、技能・態度・習慣などについても行うよう留意すること。」と述べ、面接指導も含めて適切な評価を促すとともに、中間考査及び終末試験についても、「報告書による学習の途中において、数回の報告書を提出した後、中間考査を行うことは、生徒の学習状況をいっそう段階的に知ることができるとともに、生徒の自己反省と教師のその後の指導に資することが多いから、できるだけたびたび行うことが望ましい。中間考査の結果については、適切な指導を行いその後の報告書の学習を促進するよう留意しなければならない。」と述べている。
- また、昭和 43 年の文部省初等中等局高等学校教育課「改訂高等学校定時制通信制教育必携」（昭和 43 年 7 月 1 日、日本加除出版株式会社）では、「面接指導（スクーリング）は、添削指導のほか、生徒が登校して学校や集団の雰囲気の中で、直接に教師の人格に接しながらその指導を受けるとともに友人たちと共同学習をする場と機会を提供するもので、生徒の人間形成の面においても重要な意義をもつ指導方法の一つである。」と面接指導の意義及び役割を要約している。
- 「高等学校学習指導要領解説総則編」（昭和 55 年 5 月、文部省。以下「昭和 55 年指導要領解説」という。）では、「通信制の課程の教育方法は添削指導、面接指導、放送による指導、試験によることとなっているため（高等学校通信教育規程第 2 条）、全日制・定時制の課程におけるような授業は原則として存しない。」「通信制の課程の面接指導はいわゆる単なる授業ではなく、生徒の自学自習の過程での面接による個別指導が原則」と述べ、面接指導は全日制・定時制の課程における「授業」とは異なるものであることを明確にした。こうした面接指導の在り方に関し、「面接指導の本来の在り方は個別指導である。しかし、多くの学校は生徒数と教員数との関係で一斉面接授業形式をとっている場合が多い。この場合でも年間指導計画に基づき一定の単元の授業に終始したり、次回のレポートの課題提出のヒント授業になったり様々である。一斉指導形式の面接指導でも、学習の主体が生徒であり、居住地学習に必要な基本的、基礎的学習知識を授けたり、過去のレポートの

添削をとおして個々の生徒のもつ学習上の弱点について十分考慮した指導が望ましい。そうでないと面接指導が単に時間数を満たし、単位を修得するための時間稼ぎということになる。また近年、集団入学、技能連けい等により、事業所で常時資格者による一斉授業形式の補足指導が行われているが、これは生徒の学習条件の向上からしても予習、復習の方法として今後とも充実していくことが望ましい。」と述べ、本来的には個別指導が原則であることを示した上で、現実的には一斉指導形式とならざるを得ない場面もあることを踏まえて、そうした場合であっても、個々の生徒のもつ学習上の弱点を十分に考慮しなければならないこととされている。

- 加えて、昭和 55 年の学習指導要領改訂では、通信手段の著しい発達とその内容の向上により、特に電波メディアが通信教育に与える学習上の効果が明らかとなったことから、従来、放送視聴による面接指導時間数の免除は、テレビ・ラジオ個々の利用によって 10 分の 5 以内、併用によって 10 分の 6 以内とされていたのが、テレビ・ラジオ個々の利用により学習の成果が認められる場合面接指導時間数の 10 分の 6 以内、併用の場合 10 分の 8 以内へと、免除することのできる面接指導時間数が拡大された。この点、面接指導との関係に関して、昭和 55 年指導要領解説では、「放送視聴による面接指導の一部免除措置は、放送という間接経験のみでは学習の成果は十分に得られないので、面接指導という直接経験の必要性を少しも減じるものではない。そこで、テレビ・ラジオを視聴し、学習を進めていく上で少なくとも 10 分の 2 の直接面接指導時間数を義務付けているわけである。」と解説し、面接指導の「直接経験」という側面からの意義が強調されることとなっている。
- さらに、昭和 55 年指導要領解説では、特別活動の指導について、「通信制の課程では登校日数に自ずと制限があるが、ホームルーム及びクラブ活動は登校時の各教科・科目の面接指導の場以上に集団教育の場として欠かすことのできないものである。特に通信制の課程における生徒は、年齢が多様であり、様々な職業に従事している。このような生徒が一カ所に集まり、人生経験の交流を図ることは、人間形成の面からみて全日制の課程では味わうことのできない教育効果の高いものである。」とし、いわば勤労青年の職場等での社会的経験を前提にしつつも、特別活動を通じた集団教育の意義及び役割を面接指導以上に欠かすことのできないものとして位置付けている³。
- このような面接指導の意義及び役割については、これからの時代に求められる資質・能力の育成を見据えても、高等学校通信教育の開始当初から変わることなく基幹的な存在であり続けることはもとより、予測困難な時代に直面する中で、その重要性はより一層高まってくるものと考えられる。
- 平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂では、情報化やグローバル化といった社会的変

³ 昭和 55 年の学習指導要領改訂では、従前において定められていた試験の回数（原則として、1 単位当たり 1 回行うことが望ましいと規定）及び出校日数（面接指導等の指導として、生徒が卒業までに標準として 80 日間出校して受けられるよう計画する旨の規定）に関する規定が削除され、学校において個々の事情に応じて適切に定めることとされた。

化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことが重視されている。そして、こうした力は、全く新しい力ということではなく、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものである。同改訂では、こうした「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理が行われたところである。

- こうした知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図っていく上では、時代の変化にかかわらず、これからの時代においても教師の対面による指導は不可欠であるものと考えられる。今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業等を通じて、子供たちの学びを保障するためには自宅学習を含めた ICT の利活用が有効な手段であることが把握されるとともに、教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて行われる学校教育の意義が再確認されたところである。令和2年4月30日には、臨時休業等により学校に登校できない子供たちへの支援と学校再開後の在り方について、中央教育審議会から全国の学校教育関係者に対してメッセージが発信されており⁴、その中では、「ICT環境が整備された場合にも、教師の対面による指導は不可欠であり、学校という場や教職員が必要でなくなるということは、決してありません。教師は子供たちを支える伴走者です。学校は学びの場であるとともに、人と安全・安心につながるることができる居場所です。」「学校教育とは単に授業により知識を学ぶだけではなく、学校という場や地域社会で様々な集団活動を行い、多様な他者と関わり合いながら文化や社会と対話することを通じて人を育てる営みであり、人との関わり合いや対話などじかに触れ合うことでしか得られない様々な気づきが人を育てる面があることに留意することが必要です。」「AI技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、教師による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での多様な学習体験の重要性がより一層高まっていくものであり、そのため、教師には、先端技術を活用しながら、子供たちに対話的、協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが求められると考えます。」と、改めて学校教育の原理原則を確認するに至っている。
- このように、面接指導は、高等学校通信教育の開始当初から、生徒の人間形成の面から

⁴ 中央教育審議会初等中等教育分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会「全国の学校教育関係者のみなさんへ」（令和2年4月30日）（https://www.mext.go.jp/content/20200526-mext_syoto02-00007441_9.pdf）

欠かすことのできないものと捉えられてきたとともに、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指す中においても、面接指導の必要性が損なわれることは全くなく、むしろその重要性は Society5.0 時代にこそ、より一層高まっていくものと考えられる。

- さらには、こうした通信教育を取り巻く制度の背景には、いわば勤労青年の職場等での社会的経験を前提にした考え方も一部に見受けられる一方で、現在の高等学校通信制課程に在籍する生徒の実態としては若年化が進むとともに、スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒を数多く受け入れている実態にあり、制度発足当初とは大きく異なった様相を呈していることを踏まえれば、各学校においては、その意義及び役割に立ち返った上で、個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の姿を個々の生徒の実態等に応じて模索していくことがより一層求められているとも言えるものと考えられる。
- 以上を踏まえ、本調査研究協力者会議においては、面接指導の意義及び役割を改めて整理し、以下のとおり捉えた上で議論を行うことが適当であると考えられる。
 - ① 面接指導とは、高等学校通信教育の基幹的な部分であり、直接教師の指導を受けるとともに、集団の中で協働的な学びを実現する場を提供するもので、生徒の人間形成の面において極めて重要な意義をもつ指導方法であること。
 - ② 面接指導の実施に当たっては、全日制課程及び定時制課程の「授業」とは異なるものであり、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであること。すなわち、個別指導の原則を踏まえて、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とするものであること。
 - ③ これからの時代に求められる資質・能力をバランスよく育むためには、対面により行う面接指導は高等学校通信教育に欠かすことのできない基幹的な存在であり、その意義はこれからの時代により一層高まっていくものであること。さらには、高等学校通信制課程に在籍する生徒は、勤労青年のみならず、職場等での社会的経験を有していない中学校卒業後の段階の生徒も多く、生徒の年齢層の若年化が進行しているとともに、個々の生徒の抱える課題も様々なものとなっていることを踏まえれば、高等学校学習指導要領に定める面接指導の時間数・回数を単に満たすことにとどまらず、個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮することが、今日的にはより一層求められるものであること。

(2) 現状の課題及び対応方策について

- 一部の通信制高等学校において、違法・不適切な学校運営や高等学校学習指導要領に基づかない教育活動など、様々な課題が明らかとなったことを踏まえ、これまでも、ガイドラインの策定・改訂等を通じて面接指導の意義及び役割を周知してきたところである。し

かしながら、その後においても、広域通信制高等学校に対する点検調査⁵では、面接指導の実施方法に関し、未だに様々な課題が明らかになっており、点検調査の結果を踏まえ、文部科学省からは例えば以下のような指摘が行われている。

- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施している場合があるが、面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識について指導したり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮し、その後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導することが必要であることを踏まえ、教員配置を充実する等、改善のための措置を講じること（平成30年点検調査）
- ・ 一部の科目において、面接指導の時間の中で生徒に添削課題に取り組ませているが、添削指導と面接指導は異なる指導方法であるため、面接指導の際に添削課題を持参させ、添削課題へ取り組ませることを面接指導として実施することは不適切であり、改善のための措置を講じること（平成30年点検調査）
- ・ 特別活動が面接指導の実実施計画等に位置付けられておらず、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導することを確保するため、面接指導の実実施計画等において明確に位置づける等、改善のための措置を講じること（平成30年点検調査）
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間に認定することができることとしているが、生徒が個々に実施しているアルバイトと特別活動は、目的や内容が異なるものであり、申告時間の3分の1を時間認定する運用は不適切であることから、改善のための措置を講じること（平成30年点検調査）
- ・ 試験について、面接指導の単位時間内で実施し、1科目につき20分で行うなどの運用がなされていたが、試験は、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学力定着度等を測るための手段であることから、必要な面接指導時間数を確保し、試験までに添削指導や面接指導が完了するよう改善を図るとともに、十分な試験時間を確保し、生徒の学習の定着度の測定を充実させること（平成30年点検調査）
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果の確認にあたっては、生徒が学習しているメディアの内容を十分に踏まえた上で、教員が指導にあたるよう努めること。また、視聴報告に対する評価が「合格」「再提出」のみとなっていたりすることから、生徒の報告に対して適切な指導を行うよう努めること（平成30年点検調査）

⁵ 文部科学省及び所轄庁が互いに協力・連携し、高等学校通信教育に関し専門的な知見・経験を有する者等の参画を得て、広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）を実施し、調査対象校において学校運営や教育指導上の課題がある場合は指導助言を行うことを通じて個別の改善を図ってきたところ。平成29年2月から開始し、これまで計36校に対して点検調査を実施。

- ・ 同校の集中スクーリングの時間割は、きわめて長時間にわたるものとなっているが、生徒及び教員の健康面や指導面の効果を考慮して適切なものとなるよう、スクーリング計画の改善を図ること（平成 30 年点検調査）

（※）同校の集中スクーリングとして、例えば 4 泊 5 日のスケジュールのうち、初日と最終日は移動のため面接指導は行わず、面接指導を実施するのは実質的に 3 日間のみと計画されており、その 3 日間は、8 時 10 分から 1 限目がはじまり、21 時 30 分に 13 限目を終えるという、1 日に 50 分の面接指導を計 13 コマ実施することとする運用が報告されたことを受けて、上記の指摘が行われている。

- ・ 同校ではスクーリングで試験を行い、年度末には試験を行わないという運用であったが、試験は、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学力定着度等を測るための手段であることを踏まえ、生徒の年間を通じた学習の定着度を測れるように運用を検討すること（平成 31 年点検調査）

（※）同校では、例えば 6 月に 4 泊 5 日の集中スクーリングを実施し、添削指導を全て終えていないにもかかわらず、面接指導及び試験を行うこととする運用が報告されたことを受けて、上記の指摘が行われている。

- とりわけ、集中スクーリングの実態については、平成 28 年度の「広域通信制高校に関する実態調査結果について（概要）」（平成 28 年 9 月 27 日、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）によれば、広域通信制高等学校で集中スクーリングを実施している学校 79 校（学校法人立 60 校、株式会社立 19 校）のうち、卒業までに必要な受講日数について、10 日以内との回答が 13 校（16.5%）、11 日～20 日との回答が 25 校（31.6%）、21 日～30 日との回答が 22 校（27.8%）、31 日以上との回答が 18 校（22.8%）との結果が示されている。上記の点検調査の指摘の中においても、集中スクーリングの短期化を図るあまりに、面接指導や試験の実施が本来の趣旨からはかけ離れた実態が確認されたが、上記調査結果を踏まえれば、その実態は少なくない学校で実施されていることとなるものと推察される。

【対応方策（案）】

- こうした課題については、面接指導の意義及び役割を踏まえれば、高等学校教育を司る高等学校として当然に改善すべき教育環境であると考えられる。そのため、前回会議の中で「学校運営や教育活動の更なる適正化に向けた方策」として位置付けた、ガイドラインに基づく自己点検の徹底や、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況に関する情報開示の徹底等の方策に加え、高等学校通信教育の基幹的な部分たる面接指導の質保証を図り、各学校における関係法令やガイドライン等の独自の解釈により恣意的な運用が行われることを防ぐため、とりわけ以下の 6 点を明確にすることとしてはどうか。

- ① 面接指導は、これからの時代に求められる資質・能力を育むために欠かすことのでき

ない指導であり、高等学校通信教育の特質や今後職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等に鑑み、添削指導や試験との相互の関係も踏まえながら、その意義及び役割が的確に発揮されるよう計画的かつ体系的に計画するものであること。そのため、高等学校通信教育を実施するに当たっては、各年度における添削指導の年間計画、面接指導の年間計画とその実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法や報告課題の作成等の基本的な実施計画、試験の日程、学修成果の評価の基準等を記載した体系的な計画として「通信教育実施計画」（仮称）⁶を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示すべきであること。

- ② 面接指導は、全日制課程及び定時制課程の「授業」とは異なるものであり、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、そうした個別指導の原則を踏まえ、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基幹とすること。
- ③ その上で、面接指導は、高等学校学習指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的、体系的に指導することが必要であること。とりわけ、特別活動は、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して資質・能力の育成を目指すものであり、通信教育の特性を踏まえれば、集団活動の場として欠かすことのできないものであることに、総合的な探究の時間は、総合的な探究の時間に固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指すものであることに、それぞれ改めて留意し、その目標及び内容を踏まえて適切な学習活動を行うこと⁷。
- ④ 面接指導を集中スクーリングとして実施する場合には、全日制課程では1日当たり6単位時間程度の授業を実施する学校が多い⁸ことも踏まえ、生徒及び教員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設定したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数

⁶ なお、「通信教育実施計画」（仮称）を策定する際には、学校教育法上の高等学校として実施する高等学校通信教育と、いわゆる「通学コース」と称される教育活動は明確に区別されるものであり、渾然一体となって記載されることがないよう留意する必要があるものと考えられる。

⁷ 総合的な探究の時間は、職業教育を主とする専門学科においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができることとなっているが、総合的な探究の時間の目標を満たすものでなければ代替することはできないことに留意する必要がある。具体的には、検定試験や資格取得を主目的とした学習活動などを行う中で、生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行うことなく、単なるスキルの習得等を目指した学習活動については、総合的な探究の時間としてふさわしくないものと考えられる（高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説「総合的な探究の時間編」67・68頁参照）。

⁸ 平成27年度「公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」（文部科学省）では、高等学校の全日制（普通科）の週当たりの授業時数について、29単位時間以下とする学校が5.1%、30～32単位時間とする学校が69.2%、33～35単位時間とする学校が25.0%、36単位時間以上とする学校が0.6%となっている。

を適切に定めること。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教員の健康面には十分に配慮すること。

⑤ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように、免除する時間数に応じて報告課題の作成等を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保する方策を講じること。その際、新学習指導要領に基づき、観点別学習状況の評価が可能となる報告課題の作成等を確実に求めること。例えば、パフォーマンス課題を取り入れて思考力・判断力・表現力等の育成を念頭に置いた報告課題の作成を求めるなど、多様なメディアを利用して行う学習を講じる場合であっても、新学習指導要領に基づく資質・能力を確実に育成すること。

⑥ 試験は、添削指導及び面接指導の内容と十分関連付けて行うよう配慮した上で、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段であることから、試験に要する時間及びその時期を適切に定める必要があること。そのため、例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。

○ また、上記の高等学校通信教育の質保証を徹底していくことに加え、高等学校通信教育の好事例の創出・共有を図ることも重要であると考えられる。近年の情報通信技術の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、ICTを基盤とした先端技術を効果的に利活用した新しい学びの形が生まれてきていることを踏まえれば、国においては、ガイドラインに準拠する通信制高等学校を対象として、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用し、個別指導を重視した新しい時代の高等学校通信教育の指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施することが適当ではないか。

2. 面接指導等実施施設の基準及び所在都道府県の関与の在り方

(1) 面接指導等実施施設の位置付けについて

- 通信制高等学校には、その本校（以下「実施校」という。）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するためのサテライト施設を展開するものも多く存在している。サテライト施設の形態は様々であるが、平成 29 年の「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について（審議のまとめ）」（平成 29 年 7 月、広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議）を踏襲すれば、以下のとおり分類・整理される。
 - ・自校の施設：広域通信制高等学校が自らの施設として設置している面接指導・添削指導・試験のための施設（自己所有、借用のいずれかを問わず、他の学校等の校舎施設の一部を借用して自校の教室としているもの等も含む。）
 - ・協力校：面接指導及び試験等に協力する他の高等学校（高等学校通信教育規程第 3 条の協力校）
 - ・技能教育施設：広域通信制高等学校と技能連携を行う技能教育施設（学校教育法第 55 条の技能教育施設）
 - ・サポート施設：上記 3 つ以外の施設であって、実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして、実施校又は設置者が認めているもの
- 広域通信制高等学校の展開するサテライト施設については、文部科学省の調査⁹によれば、以下のとおり、協力校及び技能教育施設の数は一横ばいとなっている一方で、自校の施設及びサポート施設の数は一急増している状況にある。このうち、生徒数も併せて見れば、令和元年度 5 月 1 日時点では、60 人以上の生徒が学習支援を受ける施設としては、自校の施設が 320 施設、サポート施設が 119 施設あることが確認された。

		平成 28 年度	平成 29 年度	令和元年度
広域通信制高等学校		105	106	109
サテライト施設	自校の施設	575	604	917
	協力校	215	220	212
	技能教育施設	210	214	207
	サポート施設	1,234	1,483	1,532

- このように急増する自校の施設及びサポート施設は、その設置形態や活動内容も多種多様である。自校の施設としては、「学習センター」や「キャンパス」と称する自己所有の

⁹ 各年度は 5 月 1 日時点のものであり、平成 28 年度は「広域通信制高校に関する実態調査結果について（概要）【確定値】」、平成 29 年度は「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する調査結果（平成 29 年度）」、令和元年度は「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する調査結果（令和元年度）」をもとに作成。各調査結果は文部科学省 H P (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1403642.htm) から参照可能。

施設や、大学・短期大学・専修学校等の一部を借用して自校の教室と位置付けるものなどが確認される。サポート施設としては、NPO等が運営し、不登校経験等を有する生徒への個別支援に力を入れるフリースクールのような施設から、職業教育に力を入れる施設、学習塾や予備校を運営する企業による高等学校卒業程度認定試験や大学入試対策に力を入れる施設などが確認される。

- このように現在では多種多様なサテライト施設が確認される一方で、制度発足当初では、面接指導や試験等については、実施校を除けば、教育の機会均等を保障する観点から、高等学校の本校又は分校を基本とした協力校で行うことが念頭に置かれていた。昭和30年4月の「高等学校通信教育の実施科目の拡充ならびに同通信教育による卒業について」（昭和30年4月1日、文部事務次官通達）では、「通信教育による学習の効果をあげるために、必要な地区の高等学校などに実施校の協力校を置き、生徒の学習に必要な施設・教具・教材などの利用ができるようにするとともに、必要な指導をして指導の徹底をはかる措置を講ずこと。」とし、協力校の設置を推進することで高等学校通信教育の拡充・発展を図ることとしている。加えて、協力校の設置に関して、「協力校は、高等学校の本校または分校であること。特に必要がある場合は、小・中学校を協力校とすることができる。」としていた。これらを踏まえながら、昭和37年には、高等学校通信教育規程の全部を改正する省令（昭和37年文部省令第32号）により、高等学校通信教育規程第3条に協力校の規定が設けられている。
- 平成18年には、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第6号）により、こうした面接指導や試験を行う施設に関し、生徒の負担軽減等の観点から、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合には、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとした（高等学校通信教育規程第11条）。この点に関し、平成18年4月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校通信教育規程の一部を改正する省令について（通知）」（18文科初第23号）では、以下のとおり留意事項が記されている。

○平成18年4月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校通信教育規程の一部を改正する省令について（通知）」（18文科初第23号）より一部抜粋

第2 留意事項

2. 第11条について

- (1)第11条中「特別の事情」には、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、協力校を設けることができない等の場合が考えられること。
- (2)第11条中「他の学校等」には、大学・短期大学、専修学校、指定技能教育施設等が含まれること。
- (3)他の学校等を使用する場合、教育活動に適した施設であるか等について判断し、教育上及び安全上支障がない施設で実施する必要があること。
- (4)他の学校等を使用して面接指導等を行う場合であっても、生徒が在学する高等学校

の教員が行う必要があること。

(5)各都道府県において、私立学校の通信制高等学校の設置認可に係る審査基準等について必要な整備をするなど、面接指導等が適切な施設で実施されるよう留意する必要があること。

(6)通信制高等学校が所在する都道府県と面接指導等を行う他の学校等の施設が所在する都道府県とが異なる場合は、都道府県間で相互に連携をとることが望ましいこと。

○参照条文（高等学校通信教育規程第11条）

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

- このような経緯の上で、面接指導等を実施する施設として、実施校及び協力校のほか、他の学校等の施設を用いることが認められることが明確となり、現在のような多種多様なサテライト施設が存在するに至っている。なお、上述の高等学校通信教育規程第11条は、どのような施設及び設備の使用であっても許容するという趣旨ではなく、上述の通知のとおり、①生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、協力校を設けることができない等の特別の事情が認められるかどうか、②大学・短期大学、専修学校、指定技能教育施設等の教育活動に適した施設であると認められるかどうか、③教育上及び安全上支障がない施設として認められるかどうか、を踏まえ適切に判断されなければならないものと考えられる。
- なお、こうした面接指導等を実施する施設とは異なり、法令上の位置付けはなく、通信制高等学校と提携して、添削課題や教材等の生徒への受け渡しや添削課題のサポート等の学習支援活動等を行う施設も存在する。本調査研究協力者会議では、こうした施設の特性を踏まえ、高等学校通信教育としての面接指導等を実施する施設を「面接指導等実施施設」と、高等学校通信教育自体は実施しないものの通信制高等学校と提携して添削課題や教材等の生徒への受け渡しや添削課題のサポート等の活動を実施している施設を「サポート施設」とそれぞれ分けて考えるとともに、両者を含めた通信制高等学校の展開する全ての施設を「サテライト施設」と呼称することとし、以下のとおり改めて概念整理を行うこととする（次頁の表を参照）。

【本調査研究協力者会議におけるサテライト施設の定義・分類】

施設の定義・分類		法令上の規定	
サテライト施設	面接指導等実施施設	実施校・分校 (自己所有)	—
		協力校 (借用)	高等学校通信教育規程第3条
		技能教育施設 (借用)	学校教育法第55条 高等学校通信教育規程第11条
		他の学校等の施設 (借用)	高等学校通信教育規程第11条
	サポート施設 (提携)	法令上の位置付けなし	

(※) なお、先述した平成29年の「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について（審議のまとめ）」（平成29年7月、広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議）で分類・整理された「自校の施設」「協力校」「技能教育施設」「サポート施設」の4分類と比較すると、「協力校」「技能教育施設」「サポート施設」の定義は同じである一方で、「自校の施設」は自己所有か借用かどうかで「実施校・分校」「他の学校等の施設」のいずれかに細分類されることとなる。

(2) 現状の課題及び対応方策について

- 一部の通信制高等学校において、違法・不適切な学校運営や高等学校学習指導要領に基づかない教育活動など、様々な課題が明らかとなったことを踏まえ、これまでも、ガイドラインの策定・改訂等を通じて面接指導の意義及び役割を周知してきたところである。しかしながら、その後においても、広域通信制高等学校に対する点検調査では、サテライト施設との連携・協力の方法等に関し、未だに様々な課題が明らかになっており、点検調査の結果を踏まえ、文部科学省からは例えば以下のような指摘が行われている。
 - ・ 同校と連携施設との間で締結された文書において、連携施設の生徒への面接指導等の教育活動が連携施設任せとなっている点が見受けられる。この点、面接指導等の教育活動が同校の校長の監督下、同校の設置者の管理責任の下で行われることを担保するため、例えば当該文書の見直しを図るなど、適切な措置を講ずること（令和元年点検調査）
 - ・ 業務マニュアルでは、面接指導等実施施設において、本校の教員を派遣する際、当該施設に対して派遣料金を請求することとしているが、面接指導は実施校の責任において、実施校の教員としての身分を有する教員が校長の監督下で行うべきものであることから、当該業務マニュアルの取扱いは不適切であり、改善のための措置を講ずること（平

成 30 年点検調査)

- ・ 同校は、学校評価について、自己評価と学校関係者評価を実施し、その結果については公表していないとのことであるが、自己評価の結果を公表すること。また、学校関係者評価の結果も公表するよう努めること（平成 30 年点検調査）
 - ・ 同校実施校及び面接指導等実施施設においては、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導時間数に参入している運用の実態があった。面接指導は、添削指導と並び通信制課程における教育の基幹的な部分であり、単位修得認定の重要な要素であることから、適切な指導体制の下で実施するよう、改善の措置を講じること（令和元年点検調査）
- このような課題が生じる背景として、その一つには、高等学校通信教育第 11 条の規定に基づく都道府県の設置認可基準が様々であり、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準について、所轄する都道府県によって大きな差異があることに起因するものであることが考えられる。具体的には、都道府県の定める面接指導等実施施設の設置認可基準として、例えば、学校法人等が設置する教育施設（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は技能教育施設）であることを要件として求めるものや、本校と同様な教育環境が確保されていなければならないことを要件として求めるものも存在している一方で、独自の設置認可基準を設けていない都道府県も少なからず存在している。
- 加えて、都道府県がサテライト施設の設置状況等を適切に把握する監督できる仕組みが十分に構築できていないことも、上記の課題が生じる背景の一つとして考えられる。本調査研究協力者会議（第 2 回）における所轄庁ヒアリング¹⁰では、所轄庁として設置認可した通信制高等学校の展開するサテライト施設について遠方にある場合には行政指導が必要な箇所の発見が実質的に困難であること、他の都道府県が設置認可した通信制高等学校が自県に展開するサテライト施設について在籍生徒数をはじめ実態が把握できないこと、が報告され、都道府県を超えて広域に展開されるサテライト施設の実態把握及び監督の仕組みの構築の必要性が指摘された¹¹。また、本調査研究協力者会議の前身である、広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（第 2 回）における所轄庁ヒアリング¹²では、「広域通信制高校は、3 都道府県以上にまたがって活動するため、所轄庁のみで実態を把握し、指導を行うことは困難」「教育区域を拡大する場合に実施する当該都道府県への意見照会も形骸化」「本校・協力校以外の施設での面接指導が新たに認めら

¹⁰ 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（第 2 回）資料 4 「佐藤委員発表資料」（https://www.mext.go.jp/content/20200115-mxt_koukou01-000004175_4.pdf）

¹¹ 大学においては、平成 19 年の学校教育法の改正により、情報公表の義務が法律上明記されるとともに、平成 22 年の学校教育法施行規則の改正により、大学が公表すべき情報として、教員組織や教員の数、学生数、卒業者数並びに進学者数及び就職者数等、教育課程やキャンパスの状況等が明記されている。

¹² 広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（第 2 回）資料 1 「大阪府ヒアリング資料」（https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/125/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2016/09/09/1376177_1_1.pdf）

れたため、生徒の学習環境に著しい格差を生じさせる結果となっている」との指摘がなされている¹³。

【対応方策（案）】

- 面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準については、所轄する都道府県の設置認可基準により大きな差異が見られるところであるが、面接指導の意義及び役割を踏まえ、高等学校通信教育を担うに相当と考えられる環境を確実に担保するための方策として、以下のような方策を講じることが適当ではないか。
 - ① 面接指導等実施施設を実施校・分校及び協力校のほかに設置する場合には、校地及び校舎は長期にわたり使用できる保証があることを基本とするとともに、高等学校通信教育を十分に実施することができる環境を確実に整備するため、教職員や施設設備等に関し、実施校と同等の教育環境を備えるものとする。
 - ② 「1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方」で検討した「通信教育実施計画（仮称）」については、面接指導等実施施設ごとに、面接指導等に関する必要な実施計画を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示すべきであること。
- また、前回会議の中で「サテライト施設に対する実施校としての責任の明確化」として位置付けた、各サテライト施設における教育活動等の状況に関する情報公表について、平成19年の学校教育法改正により高等学校について学校運営に関する情報の積極的な提供が義務付けられている¹⁴ことも踏まえ、高等学校通信教育の特性を考慮して、通信制課程の各学校が公表すべき情報として、面接指導等実施施設ごとに、教員に関することや、入学者数、卒業生の進路状況及び中途退学者等に関すること、教育課程に関すること、施設及び設備その他の教育環境に関すること、教員一人当たりの生徒数など、高等学校として公教育を担う立場から社会への説明責任を果たすために必要となる項目を設定することが必要ではないか。また、こうした基礎情報も参照しながら、各通信制高等学校間で一層の連携を図り、各学校が互いによりよい通信教育を研究しながら、高等学校通信教育の質を確保・向上していくため、通信制高等学校や所轄庁等を対象とした研究協議会等の場を

¹³ この他にも、中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」では、「広域通信制の教育環境を整えるために、生徒のためにも、通信制の設置基準をその実態に合わせて、全日制のようにすべき」「他の都道府県で認可されている通信制高校のうち、サテライト校が設置されている地域が、その設置について何も意見を言えないという点については、国全体で規則を作るべき」「広域通信制の面接実施施設について、認可基準の緩やかな都道府県ではマンションの一室で行われるようなこともあるため、基準を統一することにより教育の質が保たれるのではないか」との意見があった。

¹⁴ 学校教育法第43条「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」（同法第62条の規定により高等学校に準用）

設けることも必要ではないか。

- 加えて、広域通信制高等学校においては、所轄する都道府県の区域を越えて面接指導等実施施設が設置されており、当該面接指導等実施施設の所在する同一の都道府県の中でも、認可する所轄庁によって、面接指導等実施施設の教育環境の水準が異なる状況が生じている。これを踏まえ、「広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可にあたって参照すべき指針」（平成30年3月27日策定）¹⁵の見直しを含め、面接指導等を実施する場合に必要な基準について、教育水準の確保が共通に図られるよう必要な措置を講じることが適当ではないか。なお、上述のとおり、各面接指導等実施施設を含め、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況に関する情報開示の徹底などを図ることとしており、こうした情報等を活用することにより、仮に面接指導等施設において法令に違反するような事態が発生した場合においても、面接指導等実施施設の所在する都道府県が、当該面接指導等実施施設を展開する広域通信制高等学校の所轄庁に協力することが可能となり、当該面接指導等実施施設の生徒に不利益が生じないような適切なサポートを図ることも考えられるのではないか。

¹⁵ 参考資料13「平成30年3月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（29文科初第1799号）」参照。

3. 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境が確保される基準の在り方

(1) 通信制高等学校に在籍する生徒の実態及び対応方策について

- 高等学校通信制課程は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化され、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で大きな役割を果たしてきた。
- 一方で、近年では、高等学校に進学する生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという通信制教育ならではの長を生かして、勤労青年等のみならず、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して教育機会を提供するものとなってきている。
- 高等学校通信制課程の年齢別生徒数を見ると、5月1日時点で15歳から18歳の生徒数が全体の生徒数に占める割合は、学校基本調査に基づけば、昭和60年度では49.7%だったのが、令和元年度では81.9%となっており、通信制課程の生徒層の若年化が進んでおり、中学校卒業後に通信制高等学校に入学する者が増えているものと考えられる。
- また、入学する生徒の実態としても、不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒等、様々な困難や課題を抱える生徒等も数多く受け入れている状況が明らかとなっている¹⁶。
- こうした状況を踏まえ、これまでも、ガイドラインでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や、特別支援教育コーディネーターの指名等により、きめ細かな支援の充実に努めることを求めてきたところである。一方で、養護教諭を配置する学校数の割合は狭域通信制が61.9%、広域通信制が55.6%であり、スクールカウンセラーを配置する学校数の割合は狭域通信制が73.2%、広域通信制が74.4%であり、スクールソーシャルワーカーを配置する学校数の割合は狭域通信制が16.8%、広域通信制が14.4%であり、特別支援教育コーディネーターを指名する学校数の割合は狭域通信制が64.3%、広域通信制が22.9%であり、配置が進んできてはいるものの未だに十分とはいえない状況にあるとともに、加えて、各地域に所在する面接指導等実施施設等の存在を勘案すれば、より一層の教育相談体制の充実が求められるものと考えられる。
- また、通信制課程においては、教育相談体制の充実のみならず、全日制や定時制の課程とは異なり、自学自習を中心とする学習スタイルで教師が直接に指導する機会が少ないからこそ、添削指導や面接指導の場面においては、資質・能力のバランスのとれた指導と評

¹⁶ 平成29年度文部科学省委託事業「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成30年2月、公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会）の調査によれば、小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒の割合は狭域通信制が48.9%、広域通信制が66.7%、外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒の割合は狭域通信制が2.8%、広域通信制が2.4%、ひとり親家庭の生徒の割合は狭域通信制が26.9%、広域通信制が18.7%、非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒の割合は狭域通信制が2.1%、広域通信制が4.1%、特別な支援を必要とする生徒の割合は狭域通信制が11.8%、広域通信制が3.0%となっている。

価を一体的に行っていく中で、こうした学習への意欲を喚起して自律的に取り組んでいけるようにするため、個々の生徒の思考の方向性やつまづきを的確に捉えて、より一層きめ細かな指導・支援等が求められていると言える。

- 本調査研究協力者会議では、上記のような状況を踏まえ、「特別な教育的配慮を要する生徒の増加に対して、学校でできることには限りがあるため、行政機関や外部教育機関、医療、福祉との連携は不可決ではないか」「通信制高等学校に配置する教職員等の数について、改善を図っていくべきであり、まずは教員・養護教諭の設置の基準を検討してはどうか」といった意見が挙げられた。

【対応方策（案）】

- 以上を踏まえれば、様々な困難や課題を抱える生徒等も数多く受け入れている状況に鑑み、ガイドライン改訂等により養護教諭等の適切な配置に努めることを明確にするとともに、SC・SSW等の専門スタッフの充実や、大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク等との連携促進、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進等を支援することが必要ではないか。
- さらには、きめ細かな指導・支援等を実現するため、「1. 個々の生徒のもつ学習上の課題を十分に考慮した面接指導の在り方」で検討したとおり、面接指導は本来的には個別指導を原則とする趣旨を踏まえた上で、そのような面接指導を実施できる教育環境を整備するために教諭等を適切に配置することが適当ではないか。その際には、生徒数に応じた具体的な教諭等の人数をガイドラインに明記する等の措置を講じることも考えられるのではないか。